

香川県報



号外

平成 15 年

10月28日(火曜日)

目次

ページ

選挙管理委員会告示	一
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の選任	一
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務代理者の選任	二
○衆議院小選挙区選出議員選挙において用いる投票用紙の様式	二
○衆議院比例代表選出議員選挙において用いる投票用紙の様式	二
○衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙等に押すべき印	三
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所	三
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所	三
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所	三
○衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日	三
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所	四
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所	四
○衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称及び略称等の掲示等の掲載の順序を定めるために行うくじの日時及び場所	四
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	四
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等	四
○衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の順序を定めるために行うく	四

じの日時及び場所

○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者の選任

○最高裁判所裁判官国民審査において用いる投票用紙の様式

○最高裁判所裁判官国民審査において用いる点字による投票の投票用紙の様式

○最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙等に押すべき印

○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所

衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第一区選挙長告示

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

○衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第二区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第三区選挙長告示

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

○衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第三区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第三区選挙長告示

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

○衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第三区選挙長告示

衆議院比例代表選出議員選挙香川県第三区選挙長告示

○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第百三十三号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任する。
平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一友

選挙区	住 所	氏 名	住 所	氏 名
香川県 第一区	高松市藤塚町三丁目 一五番八号	大林 一友	仲多度郡多度津町大 字三井三一四番地	塩田 博志
香川県 第二区	高松市錦町二丁目三 番一九号	渡 辺 光 夫	高松市茜町九番二一 四〇一号	石 垣 博 子
香川県 第三区	普通寺市弘田町四九 六番地の一	岩 本 仟 子	高松市川島東町七七 番地二	川 田 卓 也

●香川県選挙管理委員会告示第四百四号

平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、選挙分会長及びその職務代理者を次のとおり選任する。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

選 挙 分 会 長	住 所	氏 名	選 挙 分 会 長 職 務 代 理 者	住 所	氏 名
	さぬき市長尾西八七六 番地二	白 井 敏 雅		三豊郡三野町大字大見 一三九六	竹 内 貞 美

●香川県選挙管理委員会告示第百五号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

投票用紙の様式（薄い水色の用紙に黒色のインクで印刷する。）

衆議院小選挙区選出議員選挙投票

香川 県 選 挙 管 理 委 員 会 印

(注 意)

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

●香川県選挙管理委員会告示第百六号

平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

投票用紙の様式（白色の用紙に赤色のインクで印刷する。）

衆議院比例代表選出議員選挙投票

香川 県 選 挙 管 理 委 員 会 印

(注 意)

衆議院比例代表選出議員選挙投票

欄内に一つ書くこと。

他の政治団体の名称又は略称は、

他の政治団体の名称又は略称

●香川県選挙管理委員会告示第七号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙、不在者投票用封筒、郵便等による不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印は、香川県選挙管理委員会の印とし、印は、刷込式とする。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

●香川県選挙管理委員会告示第八号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

選挙区	日 時	場 所
香川県第一区	平成十五年十一月十一日 午前十一時	高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室
香川県第二区	平成十五年十一月十一日 午後一時	
香川県第三区	平成十五年十一月十一日 午後一時四十五分	

●香川県選挙管理委員会告示第九号

平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第二項の規定により、選挙分会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

一 日 時 平成十五年十一月十一日 午後二時三十分
二 場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

●香川県選挙管理委員会告示第十号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

選挙区	選挙長の事務を取り扱う場所
香川県第一区	高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室 ただし、十月二十八日午前中については、香川県庁本館十二階第一・第二会議室
香川県第二区	
香川県第三区	

●香川県選挙管理委員会告示第十一号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者がポスター掲示場に公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスターの掲示を開始できる期日を、同法第四百四十四条の二第五項の規定により、次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日 平成十五年十月二十八日

●香川県選挙管理委員会告示第十二号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

選挙区	日 時	場 所
香川県第一区	平成十五年十月二十八日 午後五時三十分	

香川県第二区	平成十五年十月二十八日 午後五時五十分	高松市番町四丁目 香川県庁内
香川県第三区	平成十五年十月二十八日 午後六時十分	香川県選挙管理委員会室

●香川県選挙管理委員会告示第百十三号

平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

- 一 日 時 平成十五年十月三十一日 午前十時
- 二 場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

●香川県選挙管理委員会告示第百十四号

平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項の規定による名簿届出政党等の名称及び略称の揭示並びに名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の揭示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

- 一 日 時 平成十五年十月二十八日 午後八時
- 二 場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

●香川県選挙管理委員会告示第百十五号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

- 香川県第一区 二五、八三一、二〇〇円
- 香川県第二区 二三、二六一、六〇〇円

香川県第三区 二二、九二三、四〇〇円
●香川県選挙管理委員会告示第百十六号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する事務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十七条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の最高額
 - (イ) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (ロ) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (ハ) 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - (ニ) 宿泊料（食事料二食分を含む。） 一夜につき一万二千元
 - (ホ) 弁当料 一食につき千円、一日につき三千元
 - (ヘ) 茶菓料 一日につき五百円
- 二 選挙運動のために使用する事務者一人に対し支給することができる報酬の最高額
 - (イ) 基本日額 一万円
 - (ロ) 超過勤務手当 一日につき(イ)の額の五割
- 三 選挙運動のために使用する事務者一人に対し支給することができる実費弁償の最高額
 - (イ) 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ一の(イ)、(ロ)及び(ハ)に掲げる額
 - (ロ) 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき一万円
- 四 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の最高額
 - (イ) 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円
 - (ロ) 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使

用する者及び専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千円

●香川県選挙管理委員会告示第百十七号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定による各候補者届出政党の政見放送の順序を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

一日 時 平成十五年十月二十八日 午後六時三十分

二 場所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

●香川県選挙管理委員会告示第百十八号

平成十五年十一月九日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により、審査分会長及びその職務代理者を次のとおり選任する。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

審査分会長	姓名	住所	職務代理者	姓名
坂出市川津町三八九五番地六	大林 正 孝	高松市西町六番三―二〇四号	佐 伯 務	

●香川県選挙管理委員会告示第百十九号

平成十五年十一月九日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第十四条の規定により、投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

投票用紙の様式（薄い桃色の用紙に黒色のインクで印刷する。）

最高裁判所裁判官 国民審査投票

香川県選挙管理委員会印

(注 意) 一 やめさせた方がよいと思う裁判官について、その名の上の欄に×を書くこと。
二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

×	を	書	く	欄	裁	判	官	の	名

●香川県選挙管理委員会告示第百二十号

平成十五年十一月九日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第十六条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第七条の規定により、点字による投票の投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

点字による投票の投票用紙の様式（薄い桃色の用紙に黒色のインクで印刷する。）

二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、審査分会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一日 時 平成十五年十一月十一日 午後五時三十分

二 場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第一区選挙長告示

●衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第一区選挙長告示第一号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定による選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第一区選挙長 大 林 一 友

選挙区	日 時	場 所
香川県第一区	平成十五年十一月七日 午前十時	高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第二区選挙長告示

●衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第二区選挙長告示第一号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定による選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第二区選挙長 渡 辺 光 夫

最高裁判所裁判官

国民審査投票

香 川 県
選 挙 管 理
委 員 会 印

●香川県選挙管理委員会告示第百二十一号

平成十五年十一月九日執行の最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙、点字による投票の投票用紙、不在者投票用封筒、郵便等による不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印は、香川県選挙管理委員会の印とし、印は、刷込式とする。

平成十五年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

●香川県選挙管理委員会告示第百二十二号

平成十五年十一月九日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)第三十四条において準用する公職選挙法(昭和

選挙区	日 時	場 所
香川県第二区	平成十五年十一月七日 午前十時三十分	高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第三区選挙長告示

●衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第三区選挙長告示第一号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定による選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第三区選挙長 岩 本 仟 子

選挙区	日 時	場 所
香川県第三区	平成十五年十一月七日 午前十一時	高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

衆議院比例代表選出議員選挙香川県選挙分会長告示

●衆議院比例代表選出議員選挙香川県選挙分会長告示第一号

平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項の規定による選挙分会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

衆議院比例代表選出議員選挙香川県選挙分会長 白 井 敏 雅

一 日 時 平成十五年十一月七日午前十一時三十分

二 場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

平成十五年十月二十八日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています